

## 第 6 章 火 災 予 防

### 1. 火災予防運動

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期となる3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されている。本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力をもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めている。

なお、富山県では、フェーン現象等の影響により、春の火災予防運動実施期間を3月20日～3月26日に変更し、車両火災予防運動、山火事予防運動と同時に実施している。

令和6年中の実施状況は次のとおりである。

#### (1) 春季火災予防運動

ア. 実施期間 令和6年3月20日～3月26日(全国統一実施期間は3月1日～3月7日)

イ. 統一標語 『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

ウ. 重点目標

- (ア) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (イ) 放火火災防止対策の推進
- (ウ) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (エ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (オ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (カ) 地震火災対策の推進

エ. 期間中の火災発生件数4件 期間中の死傷者(死者0名、負傷者3名)

#### (2) 秋季火災予防運動

ア. 実施期間 令和6年11月9日～11月15日(全国統一実施期間と同じ)

イ. 統一標語 『守りたい 未来があるから 火の用心』

ウ. 重点目標

- (ア) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (イ) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (ウ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (エ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (オ) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (カ) 放火火災防止対策の推進

エ. 期間中の火災発生件数2件 期間中の死傷者(死者0名、負傷者0名)

(令和6年春 期間中3/20～3/26)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建物	4	0	3	
住宅	1	0	0	
林野	0	0	0	
車両	0	0	0	
船舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他		0	0	
計	4	0	3	

(令和6年秋 期間中11/9～11/15)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建物	1	0	0	
住宅	0	0	0	
林野	0	0	0	
車両	0	0	0	
船舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	1	0	0	
計	2	0	0	

### (3) 車両火災予防運動

ア. 実施期間 令和6年3月1日～3月7日

#### イ. 重点推進項目

- (ア) 駐車場、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
- (イ) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (ウ) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (エ) 車両の防火安全対策の徹底
- (オ) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (カ) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (キ) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

### (4) 山火事予防運動

ア. 実施期間 令和6年3月1日～3月7日

イ. 統一標語 『忘れない 山の恵みと 火の始末』

#### ウ. 重点事項

- (ア) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- (イ) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- (ウ) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- (エ) 火入れを行う際は許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- (オ) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- (カ) 火遊びはしないこと、また、させないこと

## 2. 第70回文化財防火デー(令和6年1月26日)

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年以降、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

本県においては、国・県指定の文化財建造物を中心として、県・消防機関等が協力して消火点検・消防訓練等を行っている。

## 3. 防火管理体制

消防法第8条は、一定の防火対象物には防火管理者を置き、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせなければならないことを規定している。

令和7年3月31日現在における防火管理者を選任すべき防火対象物は甲種7,077対象物、乙種1,678対象物の計8,755で、前年度末に比べ47対象物(0.5%)減少した。このうち防火管理者が選任されている対象物は7,997対象物で、選任率は91.1%(前年91.1%)、また、消防計画届出済防火対象物は7,673対象物で、届出率は87.6%(前年87.4%)となっている。

防火管理者の選任、消防計画の届出状況は消防機関の指導により改善傾向にはあるが、不十分な面もあり、今後さらに消防機関の強力かつきめ細かい指導が望まれる。

## 4. 民間防火組織

### (1) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、満9歳以下(小学校4年生以下)の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されており、消防施設見学、防火教室、避難訓練、火災予防運動への参加等を行っている。

令和7年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、281クラブが編成され、クラブ員は13,409名となっている。

### (2) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上15歳以下(小学校5,6年、中学校1年～3年)の少年少女により編成され、この年代から火災予防に関する知識を習得し、学校や各家庭における火災発生を防止する目的で組織づくりが進められており、主に学校単位で結成されている。

令和7年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、198クラブが結成され、21,810名のクラブ員となっており、各クラブ員は、学校教職員、消防職団員の指導のもとに消防施設見学、防火教室、避難訓練、防火ポスターや標語の作成、火災予防に関する研究発表、火災予防運動への参加等の諸活動を通じ、火災予防の重要性の習得に努めている。

また、消防庁及び県では、毎年、優良な少年消防クラブ及び指導者を表彰している。(第11章参照)

### (3) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、火災予防の知識を養い、家庭及び地域を火災から守る目的で結成されており、消防職団員の指導のもと、家庭の防火診断、避難訓練、消火器や小型ポンプの操作方法の習得、防火研修会の開催、火災予防運動への参加等の活動を行っている。

令和7年4月1日現在の結成状況は第4表のとおりで、48クラブが結成され、13,617名のクラブ員がいる。





第3表 幼年消防クラブ及び少年消防クラブの現況

[令和7年5月1日現在]

区分 市町村名	幼年消防クラブ		少年消防クラブ															
	クラブ数	クラブ員数	組織別クラブ数						組織別クラブ員数						指導者数			
			計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		その他
				小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
富山市	115	7,897	88	63	25				12,459	6,226	6,233				88	63	25	
高岡市	50	981	21	21					2,386	2,386					84	84		
魚津市	11	983	3	3					40	40				3	3			
氷見市	11	202	10	10					525	525				38	38			
滑川市	15	493	9	7			2		564	546			18	18	18			
黒部市	3	28	9	9					657	657				9	9			
砺波市	2	90	8	8					747	747				16	16			
小矢部市	8	755	5	5					586	586								
南砺市	12	250	8	7			1		706	670			36	73	62			11
射水市	27	601	15	15					1,577	1,577				69	69			
舟橋村	1	106	1	1					101	101				2	2			
上市町	8	196	6	6					256	256				6	6			
立山町	7	336	6	6					539	539				30	30			
入善町	6	301	6	6					297	297				13	13			
朝日町	5	190	3	2	1				370	187	183			17	10	7		
砺波地域																		
富山県東部																		
新川地域																		
合計	281	13,409	198	169	26		3		21,810	15,340	6,416		54	466	423	32	11	



## 5. 防火対象物定期点検報告制度

消防法の改正に伴い、平成15年10月1日より防火対象物定期点検報告制度が導入された。対象となる防火対象物は、(1)収容人員300人以上の特定防火対象物(消防法施行令第4条の2の2第1号該当)、(2)30人以上300人未満の防火対象物で、特定用途が3階以上の階又は地階に存するもので、階段が1つのもの(屋外に設けられた階段であれば免除)(消防法施行令第4条の2の2第2号該当)である。対象となる防火対象物の権原を有する者は、防火対象物点検資格者に年に1回の点検を依頼し、結果を消防機関へ報告しなければならない。消防機関が基準に適合したと認定した場合、防火基準点検済証を表示できる。

また、防火対象物のすべての部分が3年間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、特例認定を受け点検・報告が3年間免除されるとともに、防火優良認定書を表示することができる。令和7年3月31日現在の状況は第5表のとおりである。

第5表 防火基準点検済証及び防火優良認定書交付状況

(令和7年3月31日現在)

防火対象物の区分	該当防火対象物数				点検報告済防火対象物数				特例認定済防火対象物数				点検報告件数		認定件数		実施率		合計		
	A				B				C				F		G		H				
	[A ≥ B+C]				[B ≤ F]												(% )				
	第1号該当		第2号該当		第1号該当		第2号該当		第1号該当		第2号該当		第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当			
	複数権原		複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	複数権原	複数権原	複数権原	複数権原										
1	イ	38		17	10							18				927.9	0	927.9			
	ロ	198		104	40							109				1168.1	0	1168.1			
2	イ															0	0	0			
	ロ															834.2	0	834.2			
	ハ															0	0	0			
	ニ															200	0	200			
3	イ															0	200	200			
	ロ															200	146.7	162.5			
4																1110.4	192.9	1111.1			
5	イ	45	23	15	8	10	6					18	11			695.4	634.6	933.3			
6	イ	(1)	25		8	5							8				916.7	66.7	908.4		
		(2)															0	0	0		
		(3)															300	133.3	271.4		
		(4)															100	100	200		
		(5)															0	0	0		
	ロ	(1)	6		3	3							3				400	266.7	480		
		(2)															0	0	0		
		(3)															0	0	0		
		(4)															0	0	0		
		(5)															0	0	0		
	ハ	(1)															0	100	100		
		(2)															0	0	0		
		(3)															180	100	183.3		
		(4)															0	0	0		
(5)																100	0	100			
ニ															200	0	200				
9	イ															300	0	300			
16	イ	215		90	52							126				1070.3	358.8	1057.4			
16の2																100	0	100			
合計	884	35	129	1	454	272	17	60	21	0	291	11	31	1	511	62	87	8	1141.2	706.3	1123.6

## 6. 消防設備士

### (1) 消防設備士試験

消防法第17条の8の規定により、消防用施設等の工事及び整備の技術基準を確保するため、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について資格者試験を行っているもので、令和6年度の実施状況は、第6表のとおりである。

また、昭和41年以降における消防設備士免状の交付状況は、第7表のとおりである。

### (2) 消防設備士法定講習

消防設備士は、消防法第17条の10の規定により、都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和6年度の実施状況は、第8表のとおりである。

第 6 表 令和6年度消防設備士試験実施結果

実施日 令和6年8月17・18日、令和7年1月26日  
実施場所 富山市

区分	受験者	筆記合格者	合格率	最終合格者	最終合格率	
甲種	特類	6	3	50.0%	3	50.0%
	1類	84	34	40.5%	17	20.2%
	2類	19	13	68.4%	4	21.1%
	3類	16	6	37.5%	3	18.8%
	4類	146	87	59.6%	53	36.3%
	5類	19	9	47.4%	5	26.3%
小計	290	152	52.4%	85	29.3%	
乙種	1類	26	10	38.5%	6	23.1%
	2類	6	4	66.7%	1	16.7%
	3類	8	5	62.5%	3	37.5%
	4類	73	35	47.9%	20	27.4%
	5類	27	17	63.0%	9	33.3%
	6類	229	129	56.3%	82	35.8%
	7類	46	34	73.9%	33	71.7%
小計	415	234	56.4%	154	37.1%	
合計	705	386	54.8%	239	33.9%	

第 7 表 令和6年度消防設備士免状交付状況

区分	合計	甲種							乙種							
		小計	特類	1類	2類	3類	4類	5類	小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類
令和6年度	234	85	3	17	4	3	53	5	149	6	0	2	20	9	77	35
昭和41年度からの累計	15,833	7,712	31	1,913	479	491	4,400	398	8,121	555	138	134	1,209	222	3,285	2,578

第 8 表 令和6年度消防設備士法定講習実施状況

区分	受講申請者数	受講者数
消火設備	167	164
警報設備	336	336
避難設備・消火器	271	270
計	774	770

実施場所：富山市

実施日：令和6年10月1、2、8、9、10、23、24、29、30日

(注) 消火設備とは、甲・乙種1、2、3類消防設備士

警報設備とは、甲・乙種4類、乙種7類消防設備士

避難設備・消火器とは、甲・乙種5類、乙種6類消防設備士

## 7. 第70回富山県小学生火災予防研究発表大会

秋季全国火災予防運動にあわせて、県と関係団体、報道機関の共催で、小学生を対象とした火災予防に関する研究、体験等の発表大会を開催し、防火意識の向上を図り、火災のない安全で住みよい地域づくりを推進している。

ア. 日 時 令和6年11月9日

イ. 場 所 富山県教育文化会館ホール

ウ. 参加者 県内の小学校13校から小学4、5、6年生88名が参加

エ. 結 果 特選:立山町立立山小学校4年生

金賞:小矢部市立大谷小学校5年生

銀賞:高岡市立野村小学校5年生、南砺市立福光東部小学校5年生

銅賞:射水市立放生津小学校5年生、高岡市立成美小学校6年生

## 8. 令和6年度富山県小中学生防火ポスター図案審査会

防火思想の普及啓発を目的に、消防本部が募集した防火ポスター図案から、優秀な作品を審査し、表彰を行っている。

ア. 実施日 令和6年12月23日

イ. 場 所 富山県防災危機管理センター

ウ. 応募数 小学生:41点(応募総数2,328点)、中学生:30点(応募総数1,402点) 計71点  
(消防本部が優良と認めた作品を募集し、審査)

エ. 配 付 小学生の部の最優秀作品を約3,700枚印刷し、消防本部を通じて関係機関に配付

オ. 展 示 ・富山県広域消防防災センター四季防災館(令和7年2月1日～2月28日)

・総曲輪フェリオ(令和7年3月20日～3月26日)



最優秀作品 (小学生の部)



最優秀作品 (中学生の部)